

葛城市企業誘致推進にかかる  
企業意向調査等業務委託  
プロポーザル実施要領

令和8年5月

葛城市産業観光部商工観光プロモーション課

# 葛城市企業誘致推進にかかる企業意向調査等業務委託

## に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

葛城市は奈良県の西部に位置しており、大阪方面へのアクセスに優れている。そのため多くの企業が立地しているものの、市内の市街化区域内にはまとまった面積の空地はなく、新たな企業立地への課題となっている。そこで、以前より奈良県から工業系ゾーンと指定されている地域の活用を検討しているが、当該地については農地法等の法令による規制も存在する。葛城市は、この工業系ゾーンを活用することに関する法規制をクリアするために、事業確度の高い企業を確保したい考えである。

本業務では、葛城市への立地の可能性が高いと考えられる企業に対し、葛城市が企業誘致を推進していることをPRするとともに、葛城市への立地に対する企業の具体的な意向を把握することを目的とし、企画力と実行力を有する事業者に委託して実施することにより、より効果的な事業成果を得ることを目指して公募型プロポーザルを実施する。

### 2. 事業概要

事業名称：葛城市企業誘致推進にかかる企業意向調査等業務委託

(以下「本業務」という。)

事業概要：葛城市への立地に関する企業の意向調査を実施し、その報告書の作成、および企業に対する説明会等の開催。

事業場所：葛城市内外

### 3. 業務内容等

#### (1) 業務の内容

ア 本業務は、葛城市の企業誘致を推進するため、企業の意向調査を実施し、また企業誘致 PR 活動を行うものです。

イ 契約の際に、業務の詳細について双方で確認を行います。

#### (2) 事業費

契約金額の上限は、5, 280, 000円（消費税及び地方消費税を含む）です。

#### (3) 履行期間

令和9年3月12日（金）までとします。

#### (4)業務の契約等

- ア 市は、最優秀提案者を「葛城市企業誘致推進にかかる企業意向調査等業務委託」の受託候補者とし、契約締結交渉を行います。ただし、葛城市職員等で構成する葛城市プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)にて最優秀提案者の提案に著しい課題があると判断される場合は、交渉をしない場合があります。
- イ 最優秀提案者若しくはその構成員が本事業者選定終了後に 8. その他(1)の失格条項に該当すると認められた場合、又は、市と最優秀提案者による契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行うこととします。
- ウ 一次審査及び二次審査の合計点の満点(100点)の6割(60点)を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しません。
- エ 参加者が1名となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知します。
- オ 一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合、当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合は、二次審査の得点が高いものから順に受託候補者及び次点者を選定し、当該提案者それぞれの二次審査の得点と同じ場合は、くじ引きにより受託候補者及び次点者を選定します。

#### 4. 事業者選定の概要

##### (1)発注者及び担当課

- ア 発注者 葛城市
- イ 担当課 葛城市役所 商工観光プロモーション課
- 住 所 〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166
- 電 話 0745-44-5111 (ダイヤルイン)
- F A X 0745-44-5008
- ホームページ <https://www.city.katsuragi.nara.jp/>
- 電子メールアドレス [syokou-kankou@city.katsuragi.lg.jp](mailto:syokou-kankou@city.katsuragi.lg.jp)

##### (2)葛城市プロポーザル審査委員会

事業者の選定は、審査委員会が行います。

##### (3)受託候補者の選定方式

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行います。

## 審査基準の概略

審査	評価項目	選定数
1次審査 (書類審査)	①会社の所在 ②コストの妥当性	最優秀提案者(1者) 次点者(1者)
2次審査 (ヒアリング)	①企業の意向調査業務の手法に関する提案 ②葛城市の企業誘致PR活動に関する業務の提案	

### (4) 主なスケジュール

- ・ 手続開始の公告 令和8年5月11日(月)
- ・ 実施要領等に関する質疑提出期限 令和8年5月22日(金)午後5時
- ・ 実施要領等に関する質疑回答期限 令和8年5月26日(火)
- ・ 参加表明書等の提出期間 令和8年5月29日(金)午後5時
- ・ 提案書に関する質疑書提出期限 令和8年6月5日(金)午後5時
- ・ 提案書に関する質疑書回答期限 令和8年6月9日(火)
- ・ 提案書類等提出期限 令和8年6月12日(金)午後5時
- ・ 一次審査結果通知 令和8年6月17日(水)
- ・ 二次審査(プレゼンテーション) 令和8年6月23日(火)
- ・ 審査結果の通知 令和8年6月26日(金)(予定)
- ・ 契約の締結 審査結果通知以降速やかに

## 5. 応募資格

### (1) 参加する全ての企業の要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ア 令和8年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、葛城市競争入札参加資格を有さない場合「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」に規定する条件を満たすこと。
- イ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止等措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- オ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

カ 国税及び地方税を完納していること。

キ 葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

ケ 国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去5年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に発注した企業誘致に関する企業の意向調査業務について、主体的に携わった（元請として受注した）実績があること。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

葛城市競争入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次の追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市競争入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

①提出期限：令和8年5月22日（金）午後5時必着

②提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	【様式4】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」 個人「事業証明書」及び「住民票」事業証明書が発行されない市町村在住の方は所得税確定申告書（事業に係る収支内訳書）の写しを提出してください。
3	すべての税目について滞納がない旨の証明書 【A：市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者】 ⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む） 【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】 ⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む） 【C：県外業者】 ⇒国税（消費税及び地方消費税を含む） ※発行日が提出日より3ヶ月以内のもの。 ※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。 ※国税は、所轄税務署発行の納税証明書（様式その3の2 [「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」] 又はその3の3 [「法人税」及び「消費税及地方消費税」]) を添付してください。（指定様式以外の証明書不可） ※国税の納税証明書は、インターネット又は郵送で請求することができます。 詳しくは、国税庁 HP ( <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a> ) をご覧ください。

③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和8年5月26日（火）に審査結果をメールで通知します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

## 6. 応募に係る手続き等

### (1) 参加表明書等の様式の配布

葛城市公式ホームページからダウンロード。

### (2) 参加表明書等の提出

参加表明書(様式1)、参加資格に関する申立書(様式2)、その他提出書類を以下のとおり作成し提出してください。

#### ア 提出方法

持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。

#### イ 提出期間

公告の日から令和8年5月29日(金)午後5時まで

(※郵送の場合は提出期限までに必着とする。)

#### ウ 参加表明書受付番号の通知

参加表明書等を提出した応募者には、商工観光プロモーション課から電子メールで受付番号を通知します。

#### エ 業務実績調書(様式3)

国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去5年以内(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)に発注した企業誘致に関する企業の意向調査業務の受注実績について、その概要を記入してください。

#### オ 業務実施体制表(様式5)

本事業に従事する技術者の体制、資格、実績について記入し、必要に応じて資格者証の写し等を添付してください。

#### カ 見積書及び内訳書(任意様式)

合計金額を税抜きで記載してください。なお、見積書及び内訳書における数量は、現段階での想定で構いません。

### (3) 審査書類等の提出

#### ア 提出方法

提案書等審査書類は10部(正1部、副9部)準備し、持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。なお副9部については社名や社名が特定できるロゴ等を記載しないこと。

※提案書(任意様式)については、A4横書き、片面印刷、10枚(表紙を除く)までとします。

#### イ 提出期間

参加表明書受付番号通知日から令和8年6月12日(金)午後5時まで

(※郵送の場合は提出期限までに必着とする。)

#### ウ 提案書(任意様式)

下記基本方針①、②に留意して、提案を記入して下さい。その他、特に応募者が主張したい事項があれば提案してください。

①企業の意向把握に係る調査方法についての提案

- ・より精度の高い意向把握につながる工夫
- ・次年度以降の葛城市の企業誘致活動への配慮

②企業誘致 PR 活動についての提案

- ・企業立地セミナーや現地説明会の実施についての検討
- ・葛城市に関心の高い事業者に参加してもらうための工夫

(4) 費用負担

参加表明書、審査書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。

(5) 質疑応答

質疑書(様式6)は電子メールでのみ受け付けます。商工観光プロモーション課のE-mailアドレス宛てに送付してください。なお、質疑書の提出後に電話により受信確認を行ってください。電子メールの件名は「(質疑書) 葛城市企業誘致推進にかかる企業意向調査等業務委託」としてください。質疑に対する回答は、個別に回答します。ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページにて掲載します。

ア 質疑書の提出期間

- ①公告の日から令和8年5月22日(金)午後5時まで(実施要領等に関する質疑)
- ②参加表明書受付番号通知日から令和8年6月5日(金)午後5時まで(提案書に関する質疑)

イ 質疑回答期日

質疑書の提出を受けた日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)ただし、2日以内に回答できない場合は、その旨を質疑者へ通知します。

最終回答期日 令和8年6月9日(火)

ウ その他

本実施要領の追加又は修正は、随時葛城市ホームページに掲載します。

(6) ヒアリング

ア 応募者による提案内容の説明(20分以内のプレゼンテーション)と、審査委員による質疑応答(10分程度のヒアリング)を行います。

イ 提案書(任意様式)にある内容に沿ってパワーポイント等において表現してください。(補足資料の投影は可能としますが、追加配布は認められません。)

ウ 大型モニター(HDMI入力)は商工観光プロモーション課で準備しますが、パソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備することとします。

エ 参加者は3名までとします。

オ 社名が特定できるような名札等を身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこととします。

- カ 開催は、令和8年6月23日(火)を予定していますが、実施時間(開始時刻、説明時間)、場所及びその他詳細については、提出書類等の提出期限後に応募者総数が把握でき次第通知します。
- キ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。
- ク 応募者が多数の場合は、商工観光プロモーション課により(7)評価基準で示す一次審査において事前審査を行い、ヒアリングを行う上位4者程度を選定する場合があります。

(7) 評価基準

ア 一次審査 (10点満点)

①会社の所在 (5点満点)

評価方法：本事業に参加する企業の本店の所在地について、下記により計算し加点を行う。

葛城市内に本店、支店又は営業所を有する場合	5点
奈良県内に本店、支店又は営業所を有する場合	3点
近畿圏内に本店、支店又は営業所を有する場合	1点

②コストの妥当性審査基準 (価格点/5点満点)

対象：見積書 (任意様式)

採点は合計金額により行う。(内訳書は採点対象外)

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

- ・最低見積価格者の得点は5点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

$$\lfloor \text{「価格点} = 5 \text{点} \times (\text{最低見積価格} \ast 1 / \text{見積価格} \ast 2) \rfloor$$

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：該当提案者の見積価格

イ 二次審査 (90点満点)

提出書類等及び二次審査(ヒアリング)で評価する評価項目、評価基準は下記のとおりです。

評価項目	評価基準	配点
業務実施方針及び取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容、業務の背景や課題などを理解した提案となっているか。</li> <li>・提案内容の企画力</li> <li>・取組み意欲の高さや積極性</li> </ul>	10

提案内容	企業の意向調査業務	<p>企業の意向把握に係る調査方法についての提案 (25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの意向把握につながる提案となっているか</li> <li>・より精度の高い意向把握につながる工夫がされているか</li> </ul> <p>調査結果の分析・整理についての提案 (10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の今後の企業誘致施策において活用できる工夫がされているか</li> </ul>	35
提案内容	企業誘致 PR 活動に関する業務	<p>企業立地セミナーについての提案 (10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地セミナーを実施するにあたり、想定される開催地、参加事業者、セミナーの広報等、より効果的な提案となっているか</li> </ul> <p>現地説明会についての提案 (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葛城市に対して関心を持つ企業を適切に案内できる計画となっているか</li> </ul> <p>継続的な企業誘致活動についての提案 (10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葛城市に対して関心を持つ企業に対して今後継続的なアプローチを行うことを想定した提案となっているか</li> </ul>	25
独自提案業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者から企業側にアプローチを行うことを想定した提案 等</li> <li>・企業側から葛城市に対しての様々な意見を取り入れることを想定した提案 等</li> </ul>		20
合計			90

(8) 審査の公開

審査及びヒアリングは非公開とします。

(9) 選定結果の発表

葛城市ホームページで受託候補者を公表するとともに、応募者全員に通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

#### (10) 提出書類チェックリスト（様式7）

提出書類については、提出書類チェックリスト（様式7）の応募者確認欄にチェックの上、書類を提出する都度、添付してください。

### 7. 現地見学

現地見学を希望する場合は、各自において実施してください。（現地説明会は行いません。）

### 8. その他

#### (1) 失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 提出書類等に虚偽の記入をした者
- イ 応募資格の要件を満たさない者
- ウ 提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者
- エ 審査委員会の委員又は関係者と接触を行った者
- オ 提出書類等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者
- カ その他、審査委員会が不適格と認めた者
- キ 契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった者
- ク 二次審査終了までの間に他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した者

#### (2) 提出書類等の取り扱い

提出後の提出書類等の追加、修正は認めません。

- ア 提出書類等は返却しません。
- イ 提出書類等の著作権は、応募者に帰属します。
- ウ 市では、最優秀提案者及び次点者に選定された提出書類等の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示などをする場合があります。
- エ 選定後において、市は提出書類の趣旨は尊重しますが、提出書類の内容に拘束されないものとします。

#### (3) 契約に使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。